

登 総 第 7 2 号  
令和3年4月15日

登別市監査委員 石 山 正 志 様  
登別市監査委員 辻 弘 之 様

登別市長 小笠原 春



令和2年度財政的援助団体等監査に係る是正・改善事項について  
令和3年3月30日付け登監第117-1号で通知のありましたこのことについて、  
別紙のとおり提出します。



登教総第 23 号

令和3年4月14日

登別市監査委員 石山正志様

登別市監査委員 辻弘之様

登別市教育委員会教育長 武田博

(公印省略)

令和2年度財政的援助団体等監査に係る是正・改善事項について(報告)

令和3年3月30日付登監第117-2号により通知のありましたこのことについて、次のとおり報告します。

記

1. 指摘事項に基づく是正・改善等措置状況報告書

別紙のとおり

(教育部総務総務グループ 88-1100)



令和2年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>財政的援助団体監査</p> <p>(1) 政務活動費</p> <p>政務活動費は、条例等に基づき、会派が行う調査研究、研修等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対し交付されている。</p> <p>今回の監査では、領収書の一部に「宛先」や「内訳」の不明瞭なものが見受けられたほか、政務活動費の使途について、規則・要綱等ではなく「申し合わせ事項」で規定しているものが見受けられた。</p> <p>近年、全国の地方議会で政務活動費の不適切支出等が指摘されており、使途内容の具体的な説明責任が不可欠となっている。特に支出については「充当できる経費」と「充当できない経費」に分けるなど、あらかじめ誤解を与えやすい経費について注意を喚起することが重要である。</p> <p>政務活動費は、議会の自立性を尊重して運用されるものであり、各会派の良識と責任によって使用されるべきであることから、「運用指針（手引き）」等の作成の検討を議会へ働きかけるなど透明性を確保するよう望むものである。</p>	<p>政務活動費の適正な執行及び透明性の確保向上を図るため政務活動費の使途基準等を定めた運用指針（手引き）等を作成するよう議会に働きかけます。</p> <p>【総務部総務グループ】</p>
<p>公の施設の指定管理者監査</p> <p>(1) 亀田記念公園・若草中央公園・富岸公園・新川公園・らいば公園・川上公園（Aゾーン）</p> <p>監査の結果、是正すべき点が見受けられた。</p> <p>経理簿について、予算残額の多数に計算誤りが見受けられたほか、収支決算書の支出の部について、遊具購入費として支出がないにもかかわらず事業実施経費の内訳として記載するなど、事業報告書における複数の誤りが見受けられた。</p>	<p>この度の指摘を受け、指定管理者からの事業報告書の精査については以下のとおり実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 チェック表を作成し、確認内容を明確にする。</li> <li>2 複数人によるチェックを徹底し、組織内でのチェック体制の強化を図る。</li> <li>3 実施検査においては、指定管理者に事業報告書の内容について項目毎の説明を求め、複数人により聴取りすることにより、事前にチェックした内容も含め再度精査を行う。</li> </ol>

<p>これは、所管グループにより実施されるべき事業報告書の精査が不十分だったためと考えられる。</p> <p>事業報告書の受理後の取扱いは、市の公の施設の指定管理者の指定に関する事務処理要綱において、内容を精査した上、施設の所管部長まで供覧、必要に応じて業務内容に関する指導、調査・指示等を行うことと定められている。</p> <p>所管グループは、事業報告書を十分精査し、必要に応じて指定管理者に対する指導・指示を徹底されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、3月30日付けで監査より指摘のあった項目については是正するよう指導したところであります。</p> <p>今後につきましても、下記の通り指導を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作成した書類の再確認を徹底。</li> <li>2 チェック表を作成し、確認内容を明確にする。</li> <li>3 表計算式の誤入力がないかの確認を徹底する。</li> <li>4 複数の職員にて業務報告書の内容確認を徹底する。</li> </ol> <p>【都市整備部土木・公園グループ】</p>
<p>公の施設の指定管理者監査</p> <p>(1) 岡志別の森運動公園・川上公園 (Bゾーン)</p> <p>監査の結果、施設の管理等に関する業務、会計に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められた。</p> <p>しかしながら、所管グループにおける事業報告書等の文書の管理体制に不備が認められたため、組織内における管理体制の改善に努められたい。</p>	<p>事業報告書等の文書の管理については、誰もがわかるように整理します。</p> <p>また、指定管理者との連携を強化し、事務負担の平準化を図ることで、文書管理を含む事務改善に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ファイル名に対象年度や受付日などを付記し、管理する</li> <li>○事業報告を年1回から年3回(4～6月、7～9月、10～11月)とする。</li> </ul> <p>【教育委員会社会教育グループ】</p>